

公益社団法人 三重県医師会個人情報保護規程

第1 総則

1. 目的

この規程は、公益社団法人三重県医師会（以下「本会」という。）の事業遂行上取り扱う個人情報を適切に保護するために必要な基本的事項を定めたものである。

2. 適用範囲

この規程は、本会の役員及び職員に対して適用する。また、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合の委託先及び労働者派遣法に基づく派遣労働者に対しても適用する。

3. 用語の定義

(1) 個人情報

会員等の個人を特定することができる情報のすべて。

(2) 役員

本会定款第29条で規定する役員。

(3) 職員

本会の業務に従事する者で、正職員のほか、嘱託職員、派遣職員、臨時職員を含む。

(4) 開示

会員等の本人または本人から委任された代理人に対して、これらの者が本会の保有する本人に関する情報を自ら確認するために、本人等からの請求に応じて、情報の内容を書面等で示すこと。

(5) 情報主体

一定の情報により特定される個人のこと。

第2 個人情報保護方針の策定等

1. 個人情報保護方針の策定

本会の会長（以下「会長」という。）は、個人情報の保護・管理に対する姿勢を示し、役員及び職員に周知させるとともに、一般に公開するために「個人情報保護方針」を策定しなければならない。

方針に含む基本事項は以下の内容とする。

(1) 個人情報の収集、利用及び提供に関する事項

(2) 開示、訂正請求等に関する事項

(3) 個人情報への不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩及び個人情報の紛失等の防止に

関する事項

(4) 個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守する事項

(5) 個人情報の保護・管理に係る措置の継続的改善に関する事項

2. 個人情報保護方針の周知

会長は、本会の策定した「個人情報保護方針」を役員及び職員へ周知し、理解させる。

3. 個人情報保護方針の公開

「個人情報保護方針」の一般への公開は、三重医報、三重県医師会ホームページ等による。

4. 個人情報保護方針の見直し

会長は「個人情報保護方針」を必要に応じ適宜見直さなければならない。

第3 個人情報保護管理体制

会長は個人情報の保護・管理を適切に実施するために、個人情報保護管理体制を定め、役割、責任及び権限を明確にしなければならない。

第4 個人情報保護の措置

1. 個人情報の収集

(1) 収集の原則

個人情報の収集は、本会が行う事業の範囲内で利用目的を明確に定め、その目的達成に必要な限度においてのみ行わなければならない。

(2) 収集方法の制限

個人情報の収集は、適法かつ公正な手段で行わなければならない。

2. 個人情報の利用

(1) 利用及び提供の原則

個人情報の利用及び提供は、情報主体が同意を与えた利用目的の範囲内で行うものとする。ただし、生命、身体、財産の保護のために必要な場合、情報主体の同意を得ることが困難であるとき等法令の定めによる場合は、情報主体の同意なく利用及び提供することが出来る。

(2) 目的の範囲外の利用及び提供

個人情報の利用及び提供を行う場合は、前項但書による場合を除き、事前に情報主体の同意確認を確実に実施しなければならない。

3. 個人情報の適正管理

(1) 正確性の確保

個人情報は利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(2) 安全性の確保

取得した個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩及び個人情報の紛失等）に対して、合理的な安全対策が講じられなければならない。

(3) 委託先管理

本会が業務を委託するために個人情報を外部へ預託する場合、個人情報保護が損なわれることのないよう、適切な措置がとられなければならない。

4. 個人情報に関する情報主体の開示、訂正請求等に関する権利

情報主体から自己の情報について開示を求められた場合は、速やかに対応しなければならない。

開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として速やかに対応し、訂正又は削除を行った場合は可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行わなければならない。

5. 教育・訓練の実施

個人情報保護管理責任者は、役員及び職員に教育資料に基づき継続的かつ定期的に教育・訓練を行う。

6. 苦情及び相談

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情及び相談窓口を設置し、苦情等の適正かつ迅速な処理に努める。

第5 内部監査

本会に監査体制を整備して個人情報保護の運用について監査し、法令等の遵守を最良の状態に維持するよう努める。

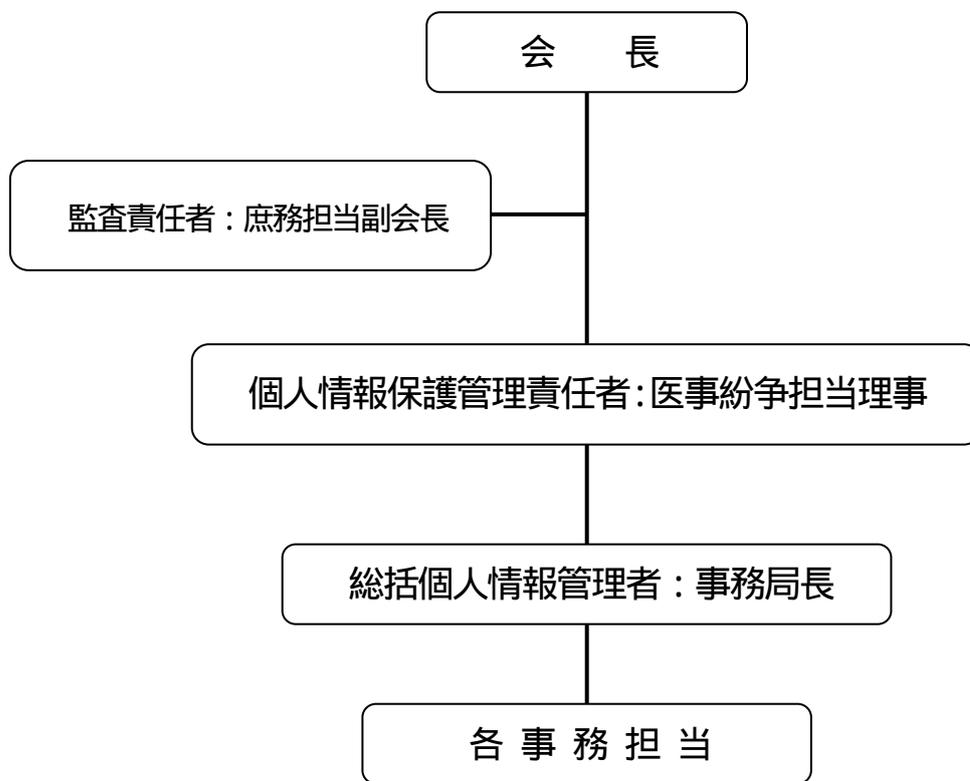
第6 規程の見直し等

社会情勢や情報主体の意識の変化、施行状況、監査の結果等を考慮し、本規程等を見直すものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

三重県医師会 個人情報保護管理体制



【三重県医師会 個人情報相談窓口】

個人情報に関する問い合わせ及び苦情相談窓口

三重県医師会事務局 059-228-3822

(内容により当該データ保有担当者に転送)

開示訂正等請求窓口

三重県医師会事務局 059-228-3822

(内容により当該データ保有担当者に転送)

三重県医師会が保有する個人情報と利用目的について

【会員に関すること】

会員情報（入会申込書、退会届出書、異動報告書、会員情報システム、会員名簿等）

- ・会員の入退会・異動履歴の管理
- ・会員確認
- ・各種文書の送付
- ・日本医師会、都道府県医師会、郡市医師会との事業連携
- ・三重県医師国民健康保険組合等、関係団体との事業連携
- ・会員福利厚生のための有限会社ミック三重との事業連携
- ・会費徴収に関わる業務
- ・本会の定款に掲げる事業の支援

生命保険団体扱加入通知書・保険料振替請求書

- ・生命保険団体扱加入事務処理

日本医師会会員証発行申込者情報都道府県医師会控

- ・日本医師会への会員証発行依頼

被表彰候補者申請書類（履歴書等）

- ・各種表彰に関わる業務

都道府県医師会会員名簿

- ・連絡、確認等
- ・都道府県医師会との事業連携、確認等

【役員に関すること】

役員名簿（理事役員連絡先一覧等）

- ・役員に関する業務
- ・日本医師会、都道府県医師会、郡市医師会との事業連携
- ・本会の定款に掲げる事業の支援

役員賃金台帳、源泉徴収簿等

- ・役員報酬の支払および税務処理

役員履歴書

- ・役員選挙及び登記

【諸会議担当】

各種委員会委員名簿

- ・郡市医師会との事業連携、委員会運営に関わる業務

代議員名簿及び同予備代議員名簿

- ・代議員会に関する業務

【医賠償担当】

日本医師会医師賠償責任特約保険加入者名簿・台帳

- ・日本医師会医師賠償責任特約保険に関わる運営業務

各種医師賠償責任保険の紛争処理に係る付託関係書類

- ・各種医師賠償責任保険に関わる運営業務

【学術担当】

日本医師会生涯教育制度単位取得・申請者情報

- ・日本医師会生涯教育制度運営に関わる業務

【地域医療担当】

日医かかりつけ医機能研修制度単位取得・申請者情報

- ・日医かかりつけ医機能研修制度運営に関わる業務

【産業医担当】

日本医師会認定産業医制度単位取得・申請者情報

- ・日本医師会認定産業医制度運営に関わる業務

県立学校産業医名簿

- ・県立学校の学校産業医推薦に関わる業務

【健康スポーツ医担当】

- 日本医師会認定健康スポーツ医制度単位取得・申請者情報
- ・日本医師会認定健康スポーツ医制度運営に関わる業務

【学校医担当】

- 県立学校医名簿
- ・県立学校の学校医推薦に関わる業務

【健康教育担当】

- 各種講演会申込者情報
- ・講演会開催に関わる業務

【乳幼児保健担当】

- 幼稚園・保育園医名簿
- ・乳幼児保健事業に関わる業務

【母子保健担当】

- 母体保護法指定医台帳
- ・母体保護法による指定医制度運営に関わる業務
- ・三重県産婦人科医会等、関係団体との事業連携

【救急災害医療担当】

- 日本医師会A C L S研修会修了者名簿
- ・日本医師会A C L S研修に関わる業務
- 三重県医師会・郡市医師会緊急時連絡網
- ・災害等緊急時の連絡体制確保

【福利厚生担当】

- 日本医師会年金加入・未加入・受給者情報
- ・日本医師会医師年金制度運営に関わる業務

【職員に関すること】

- 労働者名簿、職員届出書類
- (履歴書、誓約書、通勤届、社会保険・労働保険関係書類、給与所得者関係書類等)
- ・緊急事務連絡
- ・職員労務管理(人事・給与等)のための内部事務処理
- 職員賃金台帳、源泉徴収簿等
- ・職員給与、賞与等の支払および税務処理、各種保険・年金手続
- 職員労務関係書類
- (生命保険料控除等申告書、職員扶養控除申告書、住民税通知書、退職所得申告書)
- ・職員労務管理のための内部事務処理

【各事業の支援に関すること】

- 郡市医師会一覧表
- ・郡市医師会との事業連携
- ・本会の定款に掲げる事業の支援
- 各種メールアドレス・メールリストデータ
- ・事務に関わる連絡事項、委員会運営
- 名刺(業者、都道府県医師会、関係団体等)
- ・事務に関わる連絡事項
- 各種研修会申込書
- ・各種研修会運営に関わる業務
- ・日本医師会生涯教育制度単位集計に関わる業務